

### 3 資産管理事務

#### (1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の報告
政策企画部 危機管理室 防災企画課 災害対策課	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録・更新がされていなかった。					速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                (使用許可又は貸付状況)                第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。                2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	検出事項について、公有財産台帳の登録及び更新を行った。 今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的に確認を行い、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理に努める。
	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間		
	建物	62.56㎡	原子力防災専門官室	1,010,010円	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	44.22㎡	原子力防災専門官室	892,180円	H28.4.1～H29.3.31		
	土地	※10本	電線路支持物	21,000円	H25.4.1～H30.3.31		
	土地	※7本	電気通信ケーブルの共架	1,260円	H28.4.1～H33.3.31		
	土地	2本	電線路支持物	3,400円	H28.4.1～H33.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※0.38㎡	ロッカー	免除	H28.4.1～H29.3.31		
	建物	※2.07㎡	自動販売機	44,920円	H28.4.1～H29.3.31		
建物	※0.90㎡	自動販売機	18,680円	H28.4.1～H29.3.31			
※印については、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																													
政策企画部 戦略事業室 空港・広域インフラ課	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="534 525 1528 1186"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8本</td> <td>電柱の設置</td> <td>8,000円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3本</td> <td>NTT電話回線の通信線共架</td> <td>4,500円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.4m</td> <td>地下埋設物の設置</td> <td>100円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>4本</td> <td>電気通信ケーブルの共架</td> <td>4,000円</td> <td>H27.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.75㎡</td> <td>防犯カメラの設置</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>1式</td> <td>上水道の供給</td> <td>免除</td> <td>H28.4.1～H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	土地	8本	電柱の設置	8,000円	H27.4.1～H32.3.31	土地	3本	NTT電話回線の通信線共架	4,500円	H27.4.1～H32.3.31	土地	0.4m	地下埋設物の設置	100円	H27.4.1～H32.3.31	土地	4本	電気通信ケーブルの共架	4,000円	H27.4.1～H32.3.31	土地	1.75㎡	防犯カメラの設置	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (使用許可又は貸付状況)            第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用い使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。            2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、公有財産台帳の更新を行った。            今後、更新漏れを防ぐため、定期的に確認を行い、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理に努める。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間																																												
土地	8本	電柱の設置	8,000円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	3本	NTT電話回線の通信線共架	4,500円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	0.4m	地下埋設物の設置	100円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	4本	電気通信ケーブルの共架	4,000円	H27.4.1～H32.3.31																																												
土地	1.75㎡	防犯カメラの設置	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												
工作物	1式	上水道の供給	免除	H28.4.1～H29.3.31																																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月26日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
総務部 庁舎室 庁舎管理課	<p>1 過年度に撤去した下記の公有財産（建物）について、公有財産台帳から除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 546 1519 850"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小屋・畜舎</td> <td>1棟</td> <td>1,480,000円</td> </tr> <tr> <td>物置</td> <td>1棟</td> <td>155,000円</td> </tr> <tr> <td>詰所1</td> <td>1棟</td> <td>565,000円</td> </tr> <tr> <td>詰所2</td> <td>1棟</td> <td>565,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 966 1519 1155"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内板</td> <td>2本</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1本</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	小屋・畜舎	1棟	1,480,000円	物置	1棟	155,000円	詰所1	1棟	565,000円	詰所2	1棟	565,000円	種目名称	数量	取得金額	案内板	2本	不明	電柱	1本	不明	<p>1 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>2 速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】            （台帳の取得登録）            第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）            （台帳の異動登録）            第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）            （台帳価格）            第12条            (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。            ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。            イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>過年度に撤去した公有財産について公有財産台帳から除却処理を行うとともに、登録されていなかった公有財産について、同台帳への登録を行った。            今後は、工事担当グループと連絡を密にし、撤去・新設等の登録漏れがないようにする。</p>
種目名称	数量	取得金額																									
小屋・畜舎	1棟	1,480,000円																									
物置	1棟	155,000円																									
詰所1	1棟	565,000円																									
詰所2	1棟	565,000円																									
種目名称	数量	取得金額																									
案内板	2本	不明																									
電柱	1本	不明																									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月13日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 府民文化総務課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録・更新されていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>監査において検出された事項について、公有財産台帳に登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	電柱 1本	配電支持物の設置 （施設名 大阪府立大学事務局）	1,500円	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	本柱 1本 支線 1本	電気通信事業のため （施設名 大阪府立大学事務局）	3,400円	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	※92.10m	下水道 （施設名 大阪府立大学事務局）	無償	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	※本柱 1本 ※支線 1本	電気通信事業のため （施設名 女子大学大仙校舎）	5,400円	H29.4.1～H30.3.31		
	土地	※電柱 1本	電気通信事業のため （施設名 女子大学大仙校舎）	1,500円	H29.4.1～H30.3.31		
土地	※電柱 1本	配電支持物の設置 （施設名 女子大学大仙校舎）	1,500円	H29.4.1～H30.3.31			
※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に更新登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="486 489 1857 661"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,256.95㎡</td> <td>大阪国際平和センター敷地</td> <td>無償</td> <td>H29.4.1～H32.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	1,256.95㎡	大阪国際平和センター敷地	無償	H29.4.1～H32.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】  (使用許可又は貸付状況)  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録を行った。  今後、更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p>
種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間									
土地	1,256.95㎡	大阪国際平和センター敷地	無償	H29.4.1～H32.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 文化・スポーツ室 文化課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録・更新されていなかった。					速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。	今回の監査における検出事項について、公有財産台帳への登録及び更新を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	※ 23.12㎡	自治会所有物の設置 (施設名 元モノレール車両基地)	95,100円	H28. 4. 1 ~ H29. 3. 31		
	土地	1,677.80㎡	自治会行事使用 (施設名 元モノレール車両基地)	20,410円	H28. 8. 20		
土地	1,677.80㎡	自治会行事使用 (施設名 元モノレール車両基地)	20,410円	H28. 12. 11			
※印の貸付分は、過去の履歴はあるが更新されていなかった。							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月9日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
福祉部 障害福祉室 自立支援課	<p>下記の工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>【施設名：大阪府障がい者社会参加促進センター】</p> <table border="1" data-bbox="477 512 1338 716"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯</td> <td>2基</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>電柱（府所有のもの）</td> <td>1本</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	外灯	2基	不明	電柱（府所有のもの）	1本	不明	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】            （台帳の取得登録）            第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）</p> </div>	<p>今回の監査において是正を求められた事項については、速やかに公有財産台帳の登録を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。</p>
種目名称	数量	取得金額										
外灯	2基	不明										
電柱（府所有のもの）	1本	不明										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月8日から同年7月4日まで）

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容	
商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー産業課	下記の普通財産の貸付について、公有財産台帳に登録がされていなかった。				速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】                (使用許可又は貸付状況)                第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムにおいて、登録処理を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。	
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料			貸付期間
	土地	1,390.27㎡	事業用地 (施設名 森之宮水素ステーション用地)	13,000,000円			H27.10.1～H47.9.30

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月7日から同年7月10日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
商工労働部 雇用推進室 労政課	工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。  <table border="1" data-bbox="543 474 1531 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 474 931 533">種目名称</th> <th data-bbox="931 474 1178 533">数量</th> <th data-bbox="1178 474 1531 533">取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 533 931 604">諸標</td> <td data-bbox="931 533 1178 604">12個</td> <td data-bbox="1178 533 1531 604">不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	諸標	12個	不明	速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>              (使用許可又は貸付状況)              第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムに登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。
種目名称	数量	取得金額							
諸標	12個	不明							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
都市整備部 港湾局	<p>1 下記について、公有財産台帳の登録内容が誤っていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 478 1038 724"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>オイルフェンス庫</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の行政財産使用許可について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="460 873 1237 1220"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産・工作物</td> <td>882.5㎡</td> <td>監視取締艇の一時係留場所のため</td> <td>免除</td> <td>H29.4.1 ～ H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>477.37㎡</td> <td>公共下水道の敷設</td> <td>免除</td> <td>H29.4.1 ～ H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別		財産名称	正	誤	工作物	建物	オイルフェンス庫	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	動産・工作物	882.5㎡	監視取締艇の一時係留場所のため	免除	H29.4.1 ～ H30.3.31	土地	477.37㎡	公共下水道の敷設	免除	H29.4.1 ～ H30.3.31	<p>速やかに公有財産台帳を修正及び登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第3章 公有財産の管理事務  第2節 公有財産台帳の整備  第2 台帳整備  1 台帳への登録  (2) 建物等の定義  ① 建物  建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。）  周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。  ② 工作物  工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。  土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  （使用許可又は貸付状況）  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。  2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>1 オイルフェンス庫において財産種別が誤って建物として登録されていた事務処理について、速やかに是正を行った。  また、同種の倉庫について登録状況を確認したところ、同様に誤った財産種別で登録されているものが判明したため、併せて是正を行った。  今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正に事務処理が行えるように所属内職員への周知を図った。</p> <p>2 公有財産台帳の更新登録が行われていなかった行政財産使用許可について、速やかに更新登録を行った。  今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正に事務処理が行えるように所属内職員への周知を図った。</p>
種別		財産名称																								
正	誤																									
工作物	建物	オイルフェンス庫																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																						
動産・工作物	882.5㎡	監視取締艇の一時係留場所のため	免除	H29.4.1 ～ H30.3.31																						
土地	477.37㎡	公共下水道の敷設	免除	H29.4.1 ～ H30.3.31																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年7月10日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり部 都市居住課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録されていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （使用許可又は貸付状況） 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p>	<p>普通財産の貸付情報については、公有財産台帳等管理システムにおける平成29年度の入力開始日（平成29年9月25日）に速やかにシステムに登録した。</p> <p>なお、平成29年9月11日に今回の監査結果とともに、大阪府公有財産台帳等処理要領の事務手続について、メールにて課内周知し再発防止を図った。</p> <p>今後とも、公有財産規則等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	1,333.53㎡	医学用実験施設 （施設名 彩都中部地区用地）	2,229,100円	H28.4.27～H48.4.26		
土地	17,207.80㎡	自己用倉庫 （施設名 彩都中部地区用地）	9,557,600円	H28.6.14～H48.6.13			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月10日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
教育庁 文化財保護課	<p>1 収蔵庫建設用地として土地を取得した際に、土地の外周のフェンスも含めて取得したが、下記のフェンスが工作物として公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <p>【施設名：和泉池上文化財収蔵庫】</p> <table border="1" data-bbox="537 604 1427 709"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェンス</td> <td>1 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 収蔵庫新築の際に、建物外の定着物も建物に含めて公有財産台帳に登録されていたが、下記については工作物として公有財産台帳に登録すべきものであった。</p> <p>【施設名：和泉池上文化財収蔵庫】</p> <table border="1" data-bbox="537 989 1427 1234"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯</td> <td>1 個</td> <td>3,034,500円</td> </tr> <tr> <td>バリカー</td> <td>1 個</td> <td>281,483円</td> </tr> <tr> <td>門扉</td> <td>1 個</td> <td>1,886,462円</td> </tr> <tr> <td>引込電柱</td> <td>1 本</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>排水溝</td> <td>1 個</td> <td>5,293,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工作物について、公有財産台帳に登録されていなかった。うち1件は備品として登録されていた。</p> <p>【施設名：弥生文化博物館】</p> <table border="1" data-bbox="537 1461 1427 1549"> <thead> <tr> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掲示板</td> <td>2 個</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table>	種目名称	数量	取得金額	フェンス	1 個	不明	種目名称	数量	取得金額	外灯	1 個	3,034,500円	バリカー	1 個	281,483円	門扉	1 個	1,886,462円	引込電柱	1 本	不明	排水溝	1 個	5,293,070円	種目名称	数量	取得金額	掲示板	2 個	不明	<p>速やかに公有財産台帳の修正及び登録を行うとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう(原則として、仮設建築物は含まれない。) 周壁(側壁も同様とする。)とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。(以下略) ② 工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除く。)のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に附着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。(以下略)</p>	<p>1 フェンスについて、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>2 建物外の定着物について、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>3 掲示板について、備品として登録されていたものにあつては備品出納簿から払い出して、登録されていなかったものにあつては新たに、工作物として公有財産台帳への登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種目名称	数量	取得金額																															
フェンス	1 個	不明																															
種目名称	数量	取得金額																															
外灯	1 個	3,034,500円																															
バリカー	1 個	281,483円																															
門扉	1 個	1,886,462円																															
引込電柱	1 本	不明																															
排水溝	1 個	5,293,070円																															
種目名称	数量	取得金額																															
掲示板	2 個	不明																															

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月5日から同年7月11日まで)